

福井県立大学 経済・経営学研究科  
学部学生の大学院授業科目の履修（早期履修）実施要領

（対象学生）

1 福井県立大学学部学生の大学院授業科目の履修に関する要領の第3条に則り、早期履修ができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

- （1）履修時に本学の学部の3年次以上に在籍する者
- （2）本学大学院に進学を志望する者
- （3）進学を志望する研究科が定める要件を満たす者

上記（3）について、経済・経営学研究科が定める要件は別表のとおりとする。

（申請）

2 早期履修を希望する者は、原則として履修しようとする学期の始めの1月前までに大学院授業科目早期履修申請書（様式第1号）を所属学部の長に提出する。

（履修の許可）

3 研究科の長は、早期履修を希望する者の所属学部の長の推薦に基づき、研究科教授会による審査の上、当該研究科の授業科目の履修を許可するものとする。

（対象授業科目）

4 早期履修できる授業科目は、研究科が定めた別表のとおりとする。  
（各研究科の内容に合わせて記載）

（履修科目の上限）

5 3により履修を許可された者（以下、「早期履修者」という。）が、学士課程の在学中に、早期履修できる単位数は、合計で10単位を超えることはできない。  
（要領第7条第2項により、申請できる単位数は10単位の範囲内で研究科が定める）

（履修科目の決定）

6 早期履修者は、履修しようとする年度の開講期の始めに大学院授業科目早期履修登録申請書（様式第2号）を当該研究科の長に提出する。研究科の長は、本申請に基づき、当該研究科の授業科目の履修を許可するものとする。

（授業科目修了および単位の授与ならびに修得した単位の取扱い）

7 授業科目修了の認定および単位の授与ならびに修得した単位の取扱いについては、福井県立大学学部学生の大学院授業科目の履修に関する要領第8条および第9条の規定を適用する。

附 則 この要領は、令和6年2月1日から実施する。

附 則 この要領は、令和8年2月1日から実施する。

別表 経済・経営学研究科 地域・国際経済政策専攻 授業科目

授業科目	単位数	備考（指定する学部の授業科目）
経済理論	2	マクロ経済学Ⅱ、ミクロ経済学Ⅱ
経済政策特論Ⅱ	2	マクロ経済学Ⅱ、ミクロ経済学Ⅱ
財政学特論	2	財政学
統計・計量	2	統計学、計量経済学
日本経済史特論	2	日本経済史
食料・農業政策	2	農業経済学
証券市場特論	2	マクロ経済学Ⅱ、金融論
国際経済特論	2	マクロ経済学Ⅱ、ミクロ経済学Ⅱ 国際経済学 A、国際経済学 B
中国経済特論	2	中国経済論、中国の企業と経済

地域・国際経済政策専攻が定める要件は以下のとおりとする。

- (ア) マクロ経済学Ⅰ、ミクロ経済学Ⅰの単位を取得済みである。
- (イ) 履修を希望する授業科目の担当教員が指定する学部の授業科目の単位を取得済みである。

なお、申請時に（ア）、（イ）で指定する科目の単位を取得できていない場合、3年次または4年次に該当する授業科目を履修すること。

別表 経済・経営学研究科 経営学専攻 授業科目

授業科目	単位数	備考（指定する学部の授業科目）
現代経営学	2	国際経営論
経営財務戦略論	2	経営財務論、経営分析論、会計学Ⅰ・Ⅱ、 管理会計論、簿記論Ⅰ・Ⅱ
経営情報特論	2	情報管理論
生産管理・生産革新論	2	生産管理論Ⅰ・Ⅱ
実践コンサルティング論	2	経営戦略論Ⅰ、経営財務論、マーケティング論、 人的資源管理論Ⅰ、経営組織論Ⅰ
マーケティング戦略論	2	マーケティング論
競争戦略特論	2	経営戦略論Ⅰ・Ⅱ
人的資源管理特論	2	人的資源管理論Ⅰ・Ⅱ
ワークショップ(ベンチャー企業・ 起業(創業)論)	2	中小企業論Ⅰ・Ⅱ、地域経済論
会計学特論	2	会計学Ⅰ・会計学Ⅱ
管理会計特論	2	管理会計論、原価計算論Ⅰ・Ⅱ
企業の財務報告・監査	2	会計学Ⅰ・Ⅱ
企業経営と法	2	会社法
税法特論Ⅰ、税法特論Ⅱ	2	税法 (R.6年度入学生までは税務会計論)
財務報告の理論と実証	2	簿記原理、会計学Ⅰ・Ⅱ、ミクロ経済学Ⅰ・ Ⅱ、経営財務論、統計学、計量経済学

経営学専攻が定める要件は以下のとおりとする。

(ア) 経営学総論Ⅰの単位を取得済みである。

(イ) 履修を希望する授業科目の担当教員が指定する学部の授業科目の単位を取得済みである。

なお、申請時に(ア)、(イ)で指定する科目の単位を取得できていない場合、3年次または4年次に該当する授業科目を履修すること。